

令和 5 年度からの認知症初期集中支援チームの変更点及び留意事項

1 留意事項

(1) 目的

医療や介護サービスにつなげることが目的ではなく、認知症の方やその家族が包括的な支援を受け、重症化を予防しながら本人の主体的な生活を送ることができる個別の支援体制を短期的・集中的に構築すること。

(2) チーム員の役割

認知症初期集中支援チーム員は、地域包括支援センターにアドバイスをを行うことが役割ではなく、自らの支援を実施する一員であることを意識する。

したがって、認知症初期集中支援チーム員会議では、地域包括支援センターがどのような支援を行っていくかではなく、自分たちのチームとしてどのように支援をしていくかを議論する。

(3) 目指すのはシステム化

認知症の方やその家族が自分らしい生活を送ることができる地域づくりを行うことが地域支援事業の目的であることから、認知症初期集中支援チームがなくても、住民や関係者が認知症の方に対する包括ケアを実践できるよう、認知症初期集中支援チームは、対象者一人ひとりへの支援において、本人がどのような生活を送っていくかということを中心に、どのような関係者を巻き込み、誰が、何を目的に、どのような支援を行っていくかを検討し、それを実践することにより認知症の方に対する包括ケアの考え方を関係者に普及していくことを重視する。

2 変更案

(1) 対象者

全ての認知症の方及び認知症が疑われる方に対し、包括ケアを実践していくことを目的として、本チームによる支援の対象基準を次のとおり拡大する。

なお、40歳以上の在宅で生活する者という原則は、これからも同様とする。

<現行>

ア 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で次のいずれかに該当する者

(ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者

(イ) 継続的な医療サービスを受けていない者

(ウ) 適切な介護サービスに結び付いていない者

(エ) 介護サービスが中断している者

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

<変更案>

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる者又は認知症の者で次のいずれかの基準に該当する者

- ア 本人らしい主体的かつ活動的な生活を送るための支援体制が構築されていない者
- イ 家族・友人・地域住民などとの関わりを持ち続けるための支援体制が構築されていない者
- ウ 対象者の状態に応じた適切な認知症の治療を継続的に受けることができる支援体制が構築されていない者
- エ 必要に応じた本人の自立支援に資する介護サービスの提供体制が構築されていない者

(2) 出席者

対象者の担当地域包括支援センター以外に1か所の地域包括支援センターがチーム員会議に出席することとしていたが、担当以外の地域包括支援センターの出席は求めないこととする。

(3) 地域包括支援センター4職種の連携強化

旭川市認知症初期集中支援チームマニュアルにおいて、地域包括支援センター精神保健福祉士独自の役割が記載されていますが、効果的な支援を実施する上では、地域包括支援センターの4職種が連携することが必要になることから、福祉職の中で当該職種を限定する記載を修正する。

(4) 会議の検討事項及び順序の明確化

会議では、本人主体の生活支援を確実に実施することを目的として、まずは対象者及びその家族等の意向を踏まえた対象者にとっての今後の理想の暮らし方を明らかにしてから、支援方針や具体的な支援内容の検討に進めます。

限られた時間で効率的な検討を行っていくための事業の一環として実施する会議ですので、一定程度体系的に運営することを御理解願います。